



「国際カフェテイ스팅競技会 2025」実施規則

第1条) 国内大会照会先

- ・すべての国（日本、韓国、中国を除く）所在の企業：

IIAC - International Institute of Coffee Tasters

c/o Good Senses S.r.l. - Galleria Veneto 9, 25128 Brescia (Italy) Tel: +39-030-381558

www.coffeetasters.org

Contact: info@internationalcoffeetasting.com

- ・日本国籍企業：

一般社団法人 国際カフェテイ스팅協会－日本

〒106-0045 東京都港区麻布十番1-5-29-205

Tel:03-5411-6619 Fax:03-6438-9990

www.coffeetasters.jp

連絡先：桃井祐美子

Email:info@coffeetasters.jp

- ・韓国国籍企業：

Iiac Korea

Winners Building # 301. 175-2 Jamsil - dong, Songpa-gu, Seoul (Korea)

Tel: +82-2-423-1272 www.coffeetasters.co.kr

Contact: jun1107.lee@gmail.com

第2条) 金賞セッション申込手続き

日本からは、イタリアでの金賞セッション（11月18, 19, 20日開催）に参加

申込期限：2025年10月1日（水）までに以下手続きにより申込み

1. 「申込書」の提出 ※IIAC-JAPANのHPより「申込書」（エクセルデータ）をダウンロード
（※ダウンロードがうまくできない場合は、メールにてお送りしますのでお問い合わせください。）
必要事項を入力の上、以下①②を提出（必ず両方必要になります）
 - ① エクセルデータ「申込書」（*署名無し）をメールにて提出（宛先：info@coffeetasters.jp）
 - ② ①の「申込書」の各ページにご署名の上、PDF ファイルにてメールで提出（宛先：info@coffeetasters.jp）またはFAX（03-6438-9990）または郵送にて提出
2. 出品料の協会への振込み（申込と同時に以下お振込下さい）
 - a. 88,000 円（税込）／1 サンプル ※1 または2 サンプル出品する場合
 - b. 82,500 円（税込）／1 サンプル ※3 または4 サンプル出品する場合
 - c. 77,000 円（税込）／1 サンプル ※5 ～7 サンプル出品する場合
 - d. 71,500 円（税込）／1 サンプル ※8 ～10 サンプル出品する場合



※ 費用に含まれるもの：出品費用、イタリアへの豆送料、通関・関税等費用、海外送金手数料、対イタリアとのやり取り等を含む事務手続き費用

※ 振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

振込み口座情報

三菱UFJ銀行 六本木支店 (045) 普通預金 0433540

一般社団法人 国際カフェテイasting協会-日本

■出品に関して

各出品サンプルは、同一ロットで実際に市場で販売しているパッケージにて以下いずれかの数を送ること。

- ・一般販売用 250g：4 パック
- ・一般販売用 500g：2 パック
- ・一般販売用 1kg：2 パック
- ・一般販売用 ポッド：40 個

送付期限：2025 年 10 月 6 日（月）

送付先：「〒106-0045 東京都港区麻布十番 1-5-29-205

一般社団法人 国際カフェテイasting協会-日本」宛

※送料は、参加企業様ご負担でお願いします。

※送付期限までに協会に届かない場合は、ご自身の負担・手配にてイタリアへ送付頂きます。

尚、その際は出品料に含まれているイタリアへの送料相当分のご返金は致しません。

※イタリア送付は航空便のため、空気圧の変化がありますのでパッケージングにはご注意ください。

※組織委員会から指示があった場合、追加資料を提出すること。

組織委員会は、独自に比較および管理分析を実施する権利を有する。

第3条) プラチナセッション申込手続き

プラチナセッションに参加する資格を得て、申込するには

1. 出品料の協会への振込み：1 サンプルに対して 300 ユーロの円換算+IIAC-JAPAN 事務手数料 11,000 円（税込）の合計額を、IIAC-JAPAN へお振込みください。

※振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

※費用に含まれるもの：出品費用、海外送金手数料、対イタリアとのやり取り等を含む事務手続き費用

2. 各出品サンプルの送付：出品豆サンプルのイタリアへの送付は参加企業様にてお手配願います。

各出品サンプルは、同一ロットで実際に販売しているパッケージにて以下いずれかの数を指定の住所へ送ること。



- ・一般販売用 250g : 4 パック
- ・一般販売用 500g : 2 パック
- ・一般販売用 1kg : 2 パック
- ・一般販売用 ポッド : 40 個

配送手続きの際には、「サンプル (Sample) 非販売」“Sample not intended for sale, sent for technical tests” と明確に印すこと。

また、参加企業がサンプルの輸送費用、通関・関税、その他付帯費用を負担すること。

組織委員会から指示があった場合、追加資料を提出すること。

組織委員会は、独自に比較および管理分析を実施する権利を有する。

第4条) サンプルの受領および責任の制限

出品サンプルは受取り次第、適切な施設にて室温で保管するものとする。

運営側は、サンプルの納期遅延（指定日までに届かない場合）、輸送中のサンプルの全損または一部破損・紛失、通関におけるトラブル、サンプルの保管状態に関する問題、に関して一切の責任を負わないものとする。

第5条) 金賞およびプラチナ賞のロゴの使用条件と維持

金賞およびプラチナ賞を受賞した企業は、該当する国内法および以下の条件のもとでロゴを無償で使用する権利を有する。

- 受賞ロゴは必ず、受賞製品に対してのみ限定的に使用し、消費者に誤解を与えうるいかなる形式も回避すること。
受賞企業が他社製品の製造を受託してその製品にロゴを表示する場合には、競技会主催者に報告し、パッケージに製造元として受賞企業の名称が明記されていることが必要。
- 競技会に出品されたサンプルと同じ知覚的特性（競技会中に審査員によって記録された知覚プロファイル）を受賞製品が維持できるよう、生産段階においてあらゆる予防措置を講じなければならない。
- 本規則で求められるすべての品質管理に合格すること。
- ロゴは、競技会主催者によって提供されるグラフィック形式のものを使用し、常に受賞年が明確に読み取れるように表示し、いかなるグラフィックの改変も行ってはならない。

第6条) 品質管理

競技会主催団体は、金賞およびプラチナ賞受賞製品に対して、以下の方法により無作為の検査を実施することがある：

- 自らの委任者によるものを含め、企業の工場または本社における検査およびサンプリング
- 知覚的適合性の確認を目的とした製品の送付要請（費用は企業負担）

最初の品質管理に関する費用は、本規則第2条に定められた料金に従い、企業側が負担する。



第7条) 金賞およびプラチナ賞受賞製品の知覚的適合性の検証

品質管理の対象となった製品が官能的（知覚的）に適合しているかを確認するために、当該製品に対して「一般規約」第7条に定められた方法に従って知覚プロファイリング（官能分析）が実施され、その結果は金賞またはプラチナ賞を受賞した製品のプロファイルと比較される。製品が「適合」と判定されるためには、以下の2つの条件をいずれも満たす必要がある：

1. 品質管理の対象となった製品サンプルの中央値と、元の金賞またはプラチナ賞受賞製品の中央値との絶対値での差が、記述子（評価項目）の少なくとも80%において1ポイント以内であること。
2. 品質管理の対象となった製品サンプルの「渋み（Astringency）」および「悪臭の総合的ボリューム（Global Negative Odors）」の記述子における中央値と、元の金賞またはプラチナ賞受賞製品の中央値との絶対値での差が、いずれの場合も1ポイントを超えないこと

第8条) 知覚的非適合が確認された場合の対応

品質管理の対象となった製品が知覚的評価で適合していないと判断された場合、受賞企業は以下のいずれかを選択することが可能：

- 結果の通知から3か月以内に、新たな評価を（費用条件について合意のうえ）受けることにより、金賞またはプラチナ賞のロゴの使用を継続する
- 競技会の運営団体と合意した期間内（いずれにしても3か月を超えない）にロゴの使用を停止する

2回目の品質管理においても否認（非適合）となった場合、その製品に対するロゴの使用は停止される。使用の再開には、受賞企業の申し出により、新たな品質管理を受ける必要がある（費用条件は別途合意の上）

第9条) 金賞またはプラチナ賞のロゴ使用停止の未履行による処罰

使用停止が求められているにもかかわらず、金賞またはプラチナ賞のロゴの使用停止を怠った場合、それは本規則の違反となり、違反期間中は1か月ごとに500ユーロの罰金を企業は支払う義務を負う。

第10条) 管轄裁判所および規則の改訂

本規則および「一般規約」の解釈・実施・適用にはイタリアの法律が適用される。いかなる紛争についても、イタリア・ブレシア市の裁判所が専属的な管轄権を有するものとする。

本規則は、所轄官庁の明示的な要請または国際カフェテイasting競技会主催団体が認めた必要性に基づき、変更される場合がある。